

午前十時 七分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会及び各特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・池田康雄君登壇）

○総務文教委員会委員長（池田康雄君） 総務文教委員会は、去る三月四日の本会議において付託を受けました議案、議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分外六件について、三月十二日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分について、当委員会関係の六課よりする説明がなされましたが、当局の説明を妥当と認め、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十二号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についての関係部分については、当局より、これは人事院の勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、特別職及び市議会議員の期末手当の改定を行うものであり、平成十五年から三月期の期末手当を廃止し、六月期と十二月期に配分するとともに、六月期を百分の百七十に、十二月期を百分の百八十に改定しようとするものであるとの説明がなされましたが、委員より、特別職については、報酬審議会というものがあり、この中でどのように取り扱われたのか、また審議会はどの程度開催されているのか、との質疑に対し、当局より、昭和三十九年六月に別府市特別職報酬審議会条例が設置されており、この目的については、市長の諮問に応じ、議員報酬、政務調査費、市長、助役及び収入役の給与等について審議していただくものであり、前回は平成十一年に審議会が開会され、現下の情勢等を勧案し、報酬及び給料については据え置くよう決定され、現在に至っているとの説明がなされ、これを了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十四号平成十五年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算については、当局の説明を妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十九号別府扇山ゴルフ場のコース改修等の費用負担の和解について及び議第三十号新ゴルフ場建設計画に伴う費用負担の和解については、当局より、これは九州横断自動車道建設に伴い、別府扇山ゴルフ場の三番ホール、四番ホールが買収されることから、別府市と日本道路公団とが昭和五十八年三月三十一日に補償契約を締結し、別府市が二億五百七十三万三千円を受領し、この時点では別府扇山ゴルフ場

は市の公の施設であることから、暫定コースの改修などを別府市が実施したところであり、この間、別府扇山ゴルフ場の天間への移転、新ゴルフ場建設計画が持ち上がり、改修工事等について一時中断したが、結果的には天間への移転計画は白紙に戻り、別府扇山ゴルフ場の現在地での存続改修となった。また、経営の形態も従来の別府市営から株式会社別府扇山ゴルフ場の経営にかわって、コース改修も会社にゆだねるべきだとのことで、これ以後のコース改修は株式会社別府扇山ゴルフ場が実施しているの、日本道路公団からの補償金と別府市が実施した改修工事費との差額について、また移転を前提として株式会社別府扇山ゴルフ場が負担した県道つけかえ工事負担金の合計額二億六千五百五十一万九千五百円について、株式会社別府扇山ゴルフ場に支払うことで合意に達したものであるとの説明がなされ、議第二十九号及び議第三十号の二件について採決の結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

最初に、総務課関係の争訟関係に要する経費が、対前年比で五三%増加していることをただした中で、これは、現在裁判中である事件の訴訟にかかわる委託料を計上したもので、平成十五年中に判決が予定される交際費情報公開請求関係の公文書非公開決定処分取消請求事件、また、堀田温泉関係の温泉入湯権確認請求事件などについて、弁護士に対する報酬金と、上訴となった場合の着手金等がその主なものである旨の当局説明がなされました。

次に、企画調整課関係で、別府市土地開発公社事務費負担金が増額されている件について、当局より、土地開発公社の事務費については、主に土地貸付料収入で賄っているが、旧鶴見園グランドホテルが休館の状況にあり、駐車場としての貸付料が、現在では見込めない状況にあることから、その収入減となった額について事務費負担金が増額になっているとの当局説明に対し、旧鶴見園グランドホテルの駐車場の今後の用途、利用について何か考えているのかとの質疑があり、当局より、この駐車場については一部をトキハに貸し付けており、ホテル部分の工事が行われ、再稼働した場合は駐車料収入が見込めるとの答弁がなされました。

また委員より、この土地は、土地開発公社が先行取得したものであり、売却することが前提である。この際、旧鶴見園グランドホテルの建物を購入した業者に買い取っていただければいかがかとの質疑に対し、当局より、該当の土地は、公園の網かけがなされており、簡単には売り払うことができないが、関係機関との協議を行っていきたいとの答弁がなされました。

次に、国際交流関係で外国人留学生に要する経費について。この予算については、A P Uを初めとする多数の留学生に対し、本来の目的である交流を推進するというこ

とを明確にし、拠点を設ける等、ソフト面を充実させ、別府市に滞在している留学生を国際交流という面でもっと生かすべきであるとの提言がなされました。

また、別府市国際交流推進協議会等負担金及び特別旅費が、毎年恒常に予算措置されていることに関し、国際観光温泉文化都市を標榜し、姉妹・友好都市間の交流及び海外の観光客誘致という名目で毎年のように海外に出かけるのは、現在のような状況下において、一般市民の感覚からするといかがなものかとの、旅費の返還命令を受けた他市の例を引用した質疑に対し、当局より、姉妹都市との協定締結の中に、双方が隔年で訪問するとうたわれており、姉妹都市との締結を一方的に破棄するということはできないが、協定内容については双方の話し合いにより見直すべき点は見直していく必要があると考えているとの答弁がなされました。

以上のような質疑がなされましたが、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第二十四号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例及び別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての総合体育館関係部分で、体育館の使用料については、どのような大会、あるいは使用者に対しても一律に徴収するのかとの質疑に対し、原則としては、料金表のとおり徴収する予定であるが、この条例を議決いただいた場合は、その後、管理規則を設置する予定であり、その中で市内の小・中学校が主催行事で主催する場合は免除、市の体育協会、地区の体育協会等の団体の主催で使用する場合は五〇%の減免というように、規則の中で柔軟に対応していくよう考えているところである旨の答弁がなされました。

また、総合体育館のスタッフについてどのような体制で臨むのかとの質疑がなされ、総合体育館への人員配置は、スポーツ振興課職員九名、それから三名の正職員、二名の嘱託職員、一名の臨時職員で施設の管理運営に携わるよう考えているところであるが、これは最終的な決定ではなく、まだ内部で検討中であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、議第二十四号関係部分につきましては、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案七件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・岩男三男君登壇）

○観光経済委員会委員長（岩男三男君） 観光経済委員会は、去る三月四日の本会議において付託を受けました議案十二件、請願一件について、三月十二日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

まず最初に、平成十四年度関係議案についてであります。

議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分及び議第三号平成十四年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第二号）並びに議第六号平成十四年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第二号）、以上三件につきましては、年度の最終予算であり、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行ったものであるとの当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、平成十五年度関係議案について申し上げます。

まず最初に議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分及び議第十六号平成十五年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算並びに議第十八号平成十五年度別府市温泉事業特別会計予算、議第二十三号別府市手数料条例の一部改正について関係部分、議第二十五号別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び別府市別府勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について関係部分、議第二十八号別府市自転車競走実施条例の一部改正について、以上六件につきましては、いずれもその内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十一号平成十五年度別府市競輪事業特別会計予算についてであります。

当局より、平成十五年度の予算編成に当たり、公営競技が全国的に低迷する中、競輪事業は収益事業であるとの観点から、ビジネスマインドを徹底し、事業運営の合理化・効率化の両面から主体的に取り組み、目的達成のために車券売り上げの増収、経営改善、施設改修を三本柱として事業の進捗を図りたい。具体的には車券売り上げの増収対策として、記念競輪の場外発売場及び電話投票の拡大やポイントカード会員の拡大並びに初心者教室の実施、さらには場外開催をふやすことによる受託収入の増収などに取り組むこと。経営改善策として、入場者数の減少に伴い第四投票所の閉鎖、また従事員一人当たりの発券枚数をふやすことによる窓口数の削減や、委託料及び広告宣伝費の見直しを行うこと。施設改修策では、基本計画に基づく施設改修及び記念競輪の相互発売の円滑な運営に資すると同時に、ファンニーズにこたえるため、本年九月に新賭式の導入等を図ること。以上の点を中心に競輪事業を推進してまいりたいとの説明がなされました。

委員より、選手宿舎は、現在新しく建設されているが、競輪事業基金積立金の運用については、ファンサービスに重点を置き、施設改善を中止に充当すべきではないかとの意見に対し、平成十四年度末現在での基金残高は二十一億三千六百万円となっている。平成十二年五月に別府市競輪問題検討委員会より、メインスタンドの改修等の答申をいただきましたが、その後、車券売上高、入場者数ともに減少が続き、現在まで推移を見守っていたところであるが、総合基本計画が策定され、施設の改修を具体

的に進めていかななくてはならないと考えているところであるとの答弁がなされました。

最終的に議第十一号平成十五年度別府市競輪事業特別会計予算については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十九号平成十五年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、堀田温泉については、歴史的な経緯を踏まえ、これまで無料開放温泉として地域住民に対して利便を図ってきたところであり、今回、新設する堀田温泉の入浴料徴収に関しては不服である旨の、温泉入湯権確認請求事件として係争中であるにもかかわらず、温泉施設の廃止条例が提出されたこと自体に疑義を感じざるを得ない。住民からの訴訟の重みを真摯に受けとめるのであれば、今後の推移を慎重に見きわめるべきであり、本条例改正案については賛同できないとの意見が述べられた次第であります。

また一方、温泉施設の保護、維持管理については、当然経常的な経費を確保する必要性を考慮するとき、受益者負担を求めることはやむを得ないのではないか。現実に無料開放を継続することに疑問を投げかける市民の意見も拝聴していると同時に、他の市営温泉や市有区営温泉等との料金の均衡を図るべく、今後の運営に意を注いでいただきたいとの要望がなされたところでもあります。

これに対して当局から、本会議でもるる説明したとおり、この堀田温泉の建設については、当初地区住民の方々からの強い要望を受け、これまで地元説明会を数度となく重ねる中で、地元の総意として施設の建設に至った経緯、また別府八湯の一翼を担う堀田地区の活性化を図りたいとの観点、さらに今回、本条例案をこの時期に提出した最大の理由として、現存する堀田東温泉の敷地が、県道別府・庄内線拡幅工事に伴う移転対象物件であり、県の事業施行に支障を来すため、廃止をお願いするものであるので理解をいただきたいとの答弁がなされた次第であります。

採決に当たり、本件については、現在、堀田地区の地元住民の方々から、温泉入湯権確認請求の訴訟が起こされていること等にかんがみ、今後の推移を慎重に見きわめる必要があるものと思われるところから、閉会中もさらに引き続き継続審査に付すべきであるとの動議が提出され、最終的に議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成者多数をもって継続審査とすることに決定いたしました。

最後に、請願第一号堀田西、東温泉の市条例の存続を求める請願についてであります。

本請願については、現在、堀田温泉建設をめぐって温泉入会権で係争中であり、堀田西、東温泉の条例を廃止しないでいただきたいとの趣旨であります。これまで堀田地区に大型温泉施設の建設を望み陳情活動等に尽力をされ、一日も早い新温泉の供用開始を待ち望む多くの方々の思いを考慮するとき、この願意には賛同できかねるとの意見が述べられ、最終的に請願第一号堀田西、東温泉の市条例の存続を求める請願については、採決の結果、賛成者少数をもって不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案十二件、請願一件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の適切なる判断をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・山本一成君登壇）

○厚生委員会委員長（山本一成君） 厚生委員会は、去る三月四日の本会議において付託を受けました議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分外十件につきまして、三月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

最初に、社会福祉課関係部分であります。

当局より、議第一号及び九号の説明を通じて、平成十四年度の扶助費の総額が五十九億九千万円余りの決算見込みとなったこと、また、平成十五年度の新規事業として、七月に完成する総合体育館に災害時の毛布や乾パンなどの援助物資を備蓄するための経費を計上しているなどの説明がなされたところ、委員より、扶助費の総額が六十億円に届こうとしていることを踏まえて、昨今問題になっている年金を担保として借入れを行い、それを遊興に消費している被保護者がいると聞いている。厳重な指導監督を行い、日ごろ慎まじやかな生活を送っている年金生活者と公平を欠くことがあってはならないとの指摘がなされました。また、このデフレ不況の中、国において年金の支給額が、十五年度ではついに一％ダウンするとされているが、それに伴い扶助費も基準が改定されるかとの質問に対し、全体で〇・九％マイナスされた数値で現在基準改定作業を行っているが、今後も医療扶助における頻回受診者のチェックや年金担保の問題等にも適切に対処し、保護の適正化を図っていきたいとの当局答弁を了としたところであります。

次に、児童家庭課関係部分であります。当局より、昨今、保育所に入所する児童の数がふえており、十五年度は百五名の定員増に対応することにより待機児童を解消し、少子化対策の大きな柱と考えている。また新規事業として、保育園等に通う児童

が病気となり、回復期に集団生活ができるようになるまで委託先の小児科医で保育を行う病後児保育や別府市児童館に併設されて市内で二番目となる子育て支援センター「わらべ」の活動経費を計上しているとの説明に対し、委員より、少子化への歯どめとして、別府市もエンゼルプラン等いろいろな施策が充実してきている点は大いに評価したいが、実際にはまだまだその制度を知らない保護者も大勢いる。せっかくの制度であるのでPRを十分に行ってほしい。また、放課後児童クラブの料金がまちまちであり、バランスに欠けていると聞く。全市的に保護者が利用しやすい料金にできないかとの質問に対し、当局より、それぞれ実施している施設の規模の問題もあり難しい面もあるが、早急に是正していききたいとの答弁がなされました。また、児童保育として公園などの屋外スペースを有効に活用することや、父子家庭の児童に対する心のケアの必要性などが要望され、最終的に当局説明を了とした次第であります。

続いて、高齢者福祉課関係部分については、委員より、扇山老人ホーム入所者の病弱化に対応するため、夜間介護員の経費が追加されているが、施設の改善なども考慮し、福祉のまちを標榜する別府市らしい生活環境を整えてもらいたいとの意見がなされました。また、緊急通報システムについて、新年度に八十台購入するようになっているが、実際の稼働率はどうかとの質疑に対し、当局より、十四年度に実態調査を行い、使用不能なもの、壊れているものを把握する作業を行っている。修理可能なものはすぐに修理することによって稼働率を上げ、高齢者の緊急時に本当に役に立つものとしていききたいとの答弁を了とした次第であります。

次に、環境安全課部分についてであります。当局より、新規事業として、六月にビーコンプラザで行われる「かおり風景フォーラム全国大会」開催費用負担金や、防災関係の施設工事費などを計上しているとの説明がなされたところ、委員より、関の江海岸の放置車両はきれいになったが、まだまだ別府市内には多くの放置車両が見受けられる。環境美化条例の適用地域だけでなく市内にくまなく目を光らせてほしいとの要望がなされました。

続いて、市民課関係部分であります。当局より、本年八月より住基ネットワークの第二次稼働として、ICカードの住民基本台帳カードを希望する市民に交付し、さまざまな行政サービスが受けられるシステムを構築する。また、新たに戸籍総合システムを平成十五、十六年度で構築し事務体系の効率化を図り、住民サービスをより向上させたいとの説明がなされました。これに対し委員より、住基ネットワークは、国による個人情報管理につながるのではないかと、コストに見合うサービスであるのか等の意見がなされましたが、国が推し進める政策であり、今後の社会情勢を考えても住民サービスにつながるものと思われる、御理解と御協力を市民の皆様をお願いをしているところであるとの当局答弁を最終的に了とした次第であります。

次に、人権同和教育啓発課についてであります。委員より、北石垣集会所は、現在の利用状況などをかんがみて、この施設は行政財産として多角的にもっと活用することが可能ではないか、検討をぜひお願いしたいとの要望がなされました。

最後に、清掃課関係部分についてであります。委員より、昨今はごみのリサイクルも軌道に乗り、幾らかごみの量も減ってきていると聞くが、次のごみ減量化ステップのための新しい方策は考えられているかとの質疑に対し、新たに分別収集を進めるために処理施設の問題はクリアしなければならない大きな課題であり、藤ヶ谷清掃センターが、今後どういった施設に変わるのがよいのか、広域圏事務局に働きかけて協議をしていきたいと考えているとの当局答弁がなされました。

また、「別府湾をきれいにする会」負担金について、別府にお迎えするお客様より、まちのどこからでも見える青い別府湾の美しさが一番印象に残っているとの話を聞くことが多い。平成十五年度より海岸整備事業も始まるので、ぜひ重点的に取り組んでいてもらいたいとの要望がなされました。

そのほか障害福祉課、保健医療課、介護保険課、保険年金課関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、最終的に議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分及び議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分の二件については、採決の結果、一部委員より、人権同和教育啓発課関係予算には反対であるとの意思表示がなされましたが、いずれも賛成者多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議第二号平成十四年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）、議第五号平成十四年度別府市老人保健特別会計補正予算（第三号）、議第七号平成十四年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）、議第十号平成十五年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第十二号平成十五年度別府市交通災害共済事業特別会計予算、議第十七号平成十五年度別府市老人保健特別会計予算、議第二十三号別府市手数料条例の一部改正についての関係部分、及び議第二十五号別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び別府市別府勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての関係部分、並びに議第二十六号別府市介護保険条例の一部改正についてにつきましては、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・堀本博行君登壇）

○建設水道委員会委員長（堀本博行君） 建設水道委員会は、去る三月四日の本会議において付託を受けました議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分外九件について、三月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分についてであります。

まず、総合体育施設建設室関係であります。総合体育館建設に要する経費の減額については、外構、植栽、駐車場の整備等の工事費の入札差金及びテレビ受信障害対策費の補償の減額であるとの当局の説明がなされました。

次に、土木課関係部分についてであります。法定外公共物譲渡に要する経費の減額については、入札差金によるものであり、他の事業についても不用額等の計数整理を行ったものであるとの説明がなされた次第であります。

また、下水道課、建築住宅課、都市計画課、公園緑地課関係部分につきましても、当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第四号平成十四年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第四号）についてであります。一般会計からの繰入金の追加額についての質疑がなされ、当局より、歳入では、長引く不況により使用料収入の伸び悩み、歳出では、長期償還元金、償還利子の増額等を考慮し、累積赤字の解消のため補正をお願いするものであるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第八号平成十四年度別府市水道事業会計補正予算（第三号）、議第二十一号平成十五年度別府市水道事業会計予算、議第二十二号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についての関係部分、議第二十四号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例及び別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての関係部分及び議第三十一号市道路線の認定及び廃止については、当局の説明を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、土木課関係部分であります。委員より、妙診鉄輪線歩道整備に要する経費について質疑がなされ、平成十三年度、十四年度の二カ年で約二百九十七メートルを施行し、事業認可が終了したが、引き続き大観山町入口から県道別府山香線に到達する約三百六十メートルを新たに十五年度から十七年度の三カ年計画で施行するものであり、今年度は、公有財産購入費、測量設計委託料等を計上しているとの答弁がなさ

れました。また、通学路の安全性についての要望に対し、当局より、十四年度事業として、小学校七校の正門前に高視認性路面表示として正門を中心に約百メートルの間に文マークを施したグリーンのカラー舗装を施工し、今月中旬ごろにはすべて完了しますが、十五年度はさらに三校を計画しているとの答弁がなされたところであります。

次に、建築住宅課関係部分であります。委員より、市営住宅整備に関連して、入居が決まった段階での自己負担について質疑がなされ、当局より、昭和六十年以降に建設された住宅については、風呂がま、網戸は標準装備であるが、居室の照明器具の一部が自己負担となっている。また、昭和五十年代以前に建設された住宅については、風呂がま、網戸、居室の照明器具の一部は、自己負担をお願いしているが、県内の他市についても同様であり、他市との連係を図りながら、検討していきたいとの答弁がなされた次第であります。

以上、るる質疑がなされましたが、土木課、建築住宅課ほか下水道課、建築指導課、都市計画課、公園緑地課関係部分については、当局の説明を了としたところであります。

次に、総合体育施設建設室関係では、市内業者の育成の観点から、総合体育館の建設に際しては、より積極的な参画について配慮すべきではなかったのかとの質疑に対し、今回の施工内容については、フロア面積が広範であることにかんがみ、資材関係については市外及び県外に発注をしたが、本体施工業者に対して、取り付け作業等においては可能な限り市内業者を活用するよう要望してきたところであるとの説明がなされたところであります。さらに委員から、現状の本市の財政状況等に照らして、計画の段階から起債の額や市の持ち出し等の規模が多大であるとの観点から、本予算については賛成できかねるとの意見が述べられたところであります。

最終的に、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分の採決に当たり、総合体育施設建設室関係費中、総合体育館建設に要する経費について、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、最終的には、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第十五号平成十五年度別府市公共下水道事業特別会計予算についてであります。委員より、管渠に要する経費に関連して、鉄輪線より山手の事業計画についての質疑がなされ、当局より、平成十三年度末の普及率は五七・七パーセントであり、十五年度は、五九パーセントを目標としており、鉄輪線より山手の地域については、全体計画では設定しているが、現在のところ事業認可区域外となっているとの答弁がなされました。また、委員より、環境を守る面でも積極的に事業を進めてほしいとの要望がなされた次第であります。採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第二十三号別府市手数料条例の一部改正についての関係部分であります
が、委員より、申請方法が複雑、煩雑になるのではとの質疑に対し、今までは別々の
認定、別々の許可というものを制度として取り扱ってきたが、改正案については、認
定と許可を同一書類と図面で同時に申請するものであり、手続きとしても簡素化して、
より迅速化を図っていくということで規制緩和の方向に沿っていくとの答弁がなされ、
採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案十件に対する審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君）観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長。

（観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長・河野数則君登壇）

○観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長（河野数則君） 観光振興及び
企業誘致・大学対策特別委員会は、去る三月四日の本会議において付託を受けました
議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分につきまして、三月十四日に委員
会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その審査の経過と結果について簡単に御
報告を申し上げます。

最初に、商工課関係部分についてであります。

企業誘致推進に要する経費における主な支出であります工場用地先行取得費利子補
給金九百六十三万九千円については、リサーチヒル造成等の開発にかかる長期借入金
残高五億五千四百九十一万七千円に対する支払い利息である旨の説明がなされました。
最近の企業誘致の状況については、リサーチヒルはコンピューターソフトの開発施設
誘致が目的であり、昨今の経済状況の中、技術・人材ともに豊富でコストも低い海外
に進出する企業が多く、努力はしているが、実績を上げることができていないこと、
また、業種の変更に関しても、頭脳立地法に基づく情報処理企業を誘致する目的で県
補助を受けて造成しているため、県と協議中であるなどとの報告がなされました。

また、旅館業施設改善融資利子補給金五百十八万二千元については、ピーコンプラ
ザの供用開始の際、平成六年度中に和室から洋室に施設改善するため資金を借り入れ
た市内の旅館業者に対し、一億円を限度に年利最高三%の利子相当額を補助するもの
である。期限は平成十七年度までとなっている旨、また、現在この補助金を受けてい
る旅館は四件で、この補助金の二分の一、二百五十九万一千円が県から旅館業施設改
善融資利子補給事業補助金として計上されているとの説明がなされ、これを了といた
しました。

次に、観光課関係部分であります。

人件費等の諸経費節減を図り、二千万円を減額した二億五千万円のコンベンション

ビューローへの補助金に関して、県への負担金増額は交渉していないのかとの委員の質疑に対し、県との協議の中で強く要望しているが、平成四年に、平成七年度以降は毎年一億円の補助金を交付するとの管理運営に関する確認書が交わされているため困難な状況にあるとの答弁がなされました。これに関連して別の委員から、県の施設に対する市の運営補助金が、設置主体である県の二倍以上であるのはいかがなものかとの指摘がなされたところであります。

さらに、以前の特別委員会において、大分市のオアシス21とビーコンプラザとの施設間競走について、競合しないよう協議すべきであるとの指摘を行ったが、間もなくオープンする別府市総合体育館との間でも、さらに競合することのないようすみ分けする必要がある。イベントの内容がどちらにも適するものであれば、利用料金の廉価な体育館に流れていくことが懸念されるが、体育館担当課との協議はなされているかとの質疑がなされました。これに対し、オアシス21については、自主事業を含め文部科学省の文化事業として業務を推進しているが、ビーコンについては、国土交通省の認可を受けた貸館業務を中心とするもので、それぞれの目的に応じて運営している。また、体育館担当課との間ではまだ協議されていないとの答弁がなされ、委員より、ビーコンには、設置されている高度な音響設備・技術を体育館には設置しないなど、競合しないよう策を講じるべきであるとの要望がなされたところであります。

以上のような質疑を経て、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長。

（交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長・朝倉 斉君登壇）

○交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長（朝倉 斉君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会は、去る三月四日の本会議において付託を受けました議案三件について、三月十四日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

まず最初に、平成十四年度関係議案についてであります。

議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分についてであります。

都市計画課関係部分では、当局より、関の江地区海岸環境整備事業において、国・県が、今年度において事業を追加して施行することに伴い、九千万円ほど事業費の伸びがあり、そのうち七%の六百三十万円を別府市の負担金として追加補正したもので

あります。また、新若草港背後地埋め立て造成に要する経費では、北小学校の沖にある消波ブロックを埋め立てに伴い撤去する予定であったが、大分港湾事務所がこの消波ブロックを利用することになったことにより、千二百七十三万七千円の減額補正を計上したものであるとの説明がなされました。

企画調整課関係部分では、別府市生活バス路線維持費補助金の積算の基礎となる期間が、十月一日から翌年九月末までとなっているため、また、使用する計数の確定が十二月ごろとなることから、今回補正を計上したものであるとの説明を了といたしました。

最終的に、議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分についてを採決の結果、賛成者多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、平成十五年度関係議案について申し上げます。

まず、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、企画調整課関係部分では、当局より、交通体系整備促進に要する経費は、昨年度予算と比較すると、全体で四百二十八万七千円の増額となっている。その主な要因としては、内成線、柚の木線、堺線の三路線が対象となっている、別府市生活バス路線維持費補助金要綱を改め、補助限度額を定めたことに伴い、平成十五年度より当初予算での計上となったことにより、三百五十万円の増額を計上した。また、昨年四月からの大分・上海間の定期便の就航に伴い、大分県国際定期航空路線運行協議会での中国に向けての誘客対策事業が新たに加わったことで、同協議会への負担金の増額を九十八万六千円計上したことが主な要因であるとの説明がなされました。

委員より、大分駅以北での日豊本線複線化の進捗状況について質疑がなされ、当局より、現在、単線区間は杵築～日出間、立石～中山香間となっている。この間の用地買収を含め事業が進んでいないため、日豊本線高速複線化大分県期成同盟会やJR本社への働きかけ等、さまざまな機会をとらえて事業の促進をお願いしている状況であるとの説明がなされました。

最後に、都市計画課関係部分についてであります。

当局より、平成十五年度予算の主な事業としては、国の海岸整備事業に関連して、関の江地区海岸整備事業負担金として六百三十万円、新若草港背後地埋め立て造成に要する経費として千七百三十一万五千円などの予算を計上しているとの説明がなされました。

委員より、別府市にとって海岸線は極めて重要な観光資源である。この先十年にわたり、約百六十億円もの巨費を投じて整備されるに当たり、市民や観光客が利用しやすいように、また、海岸線が生かされるような背後地整備の計画を推進してほしい等

々の意見や要望がなされました。

最終的に、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分については、採決の結果、賛成者多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十三号平成十五年度別府市海岸整備事業特別会計予算については、その内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案三件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 南部振興及び再開発対策特別委員会委員長。

（南部振興及び再開発対策特別委員会副委員長・高橋美智子君登壇）

○南部振興及び再開発対策特別委員会副委員長（高橋美智子君） 南部振興及び再開発対策特別委員会は、去る三月四日の本会議において付託を受けました議第九号平成十五年度別府市一般会計予算関係部分について、三月十四日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

都市計画課関係部分についてであります。委員より、南部振興事業に関連して、南小学校の跡地利用及び松原住宅店舗部分の今後の利用計画についての質疑がなされ、当局より、南小学校跡地については教育委員会の所管であるが、南部地区の活性化にかんがみ、新年度に向け担当課と協議を図りたいとの答弁がなされたところであります。

また、松原住宅については、拠点開発ということで事業を行ったが、松原火災の罹災以前に当該地で営業されていた方も他に移ったり、募集が不調など、利用方法については、現在も苦慮している状況であります。最近では、JA別府が、毎週日曜日に市場を開催する中での定着も見受けられ、人の動きも出てきているとの答弁がなされました。また委員より、利用方法については、逆に市民に投げかけ、方向性を位置づけてはとの意見がなされたところであります。また南部地区関連事業として、当局より、海岸整備に伴う環境調査などを踏まえ、環境整備の促進を図るため、新年度には、国、県に対し公共下水道事業の申請を行う準備があるとの報告がなされた次第であります。

さらに委員より、特別委員会における付託議案の過少などに伴い、来期からは特別委員会の設置のあり方を根本的に見直したい旨の意見がなされたところであります。

最終的に、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算都市計画課関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けた議案の審査とその結果を報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

四番・平野文活君。

（四番・平野文活君登壇）

○四番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

まず、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算の、以下述べる部分について反対をいたします。

歳入の問題点は、地方交付税が五億七千万円減額され、その代替財源として臨時財政対策債が十四億三千万円計上されている点であります。地方交付税は、本来、固有の地方財源です。それを政府の都合で減額することは許されません。しかも、臨時財政対策債は、後年度の基準財政需要額に算入されるとのことですが、それによって全額が保障されるわけではありません。結局、これは国の失政のツケを地方に回し、地方に不必要な借金を押しつける制度であります。

歳出については、第一に、総合体育館予算に反対です。

もともと我が党は、二〇〇八年の国体までにはまだ時間があり、急ぐ必要がないこと、規模が過大であること、代替球場もないまま別府球場をつぶすのは建設順序が逆であること、市民公聴会など、計画段階から広く市民の声を反映させることなどを指摘してきました。しかし、ことごとく取り入れられず、井上市長二期目の任期終了までに完成させるという市長の実績づくりがすべてに優先されました。しかも平成十二年度決算が示すように、介護保険導入により浮いた三億三千万円を体育館建設の財源に回すなど、福祉を削って公共事業に回すということを地で行く財政運営もありました。また、我が党や市当局にも寄せられた談合情報の三つのうち二つが的中したことに見られるように、疑惑にまみれた体育館となりました。また、過去の多くの箱物事業がそうであるように、赤字の補てんが市財政の負担になることも、オープン前から危惧されております。

第二に、ピーコン補助金二億五千万円に反対です。

これは、私たち日本共産党が繰り返し指摘してきたように、県施設の維持管理費まで別府市が負担することになっているからであります。建設当時の確認書がその根拠になっているとのことですが、それ自体が不当なことであり、県施設の維持管理費は県費で負担するという本来あるべき姿に戻すべきであります。

第三に、国際定期航空関係三百二十六万四千元、太平洋新国土軸構想推進大分県期成会負担金十万元に反対です。

国際定期航空関係は、従来から主張してきたように、外国の民間企業に対する支援ではなく、航空運賃の軽減などの直接支援にかえるべきであります。その方が、この制度の趣旨から見ても有効であります。太平洋新国土軸負担金は少額ではありますが、いわゆる豊予海峡大橋を推進する事業です。本市架橋の赤字が大きな政治問題になっているときに、この事業の推進には正当性がありません。別府市は、この期成会から離脱すべきであります。

第四に、関の江海岸は、唯一残っている自然海浜であり、この自然海浜を生かした整備が求められており、人工海浜事業には反対です。

第五に、同和関連予算に反対です。

すでに国の特別法の期限は切れており、全国の自治体が同和特別対策の終了を宣言し、一般行政に移行させております。別府市で、なお特別扱いをする根拠はありません。

次に、議第十四号平成十五年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算に反対です。

これは、平成七年に田の湯の元新日鉄の土地を購入したのですが、いまだにその使い道も決まっておりません。このような目的もない土地買収のために約十七億円もの借金をして、しかも平成十六年までの十年間、三億四千五百万円の利子も含めて合わせて二十億四千五百万円を払い続けるという特別会計であります。市民に何とも説明のつかないむだ遣いの典型であり、反対をいたします。

次に、議第十九号平成十五年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算についても反対いたします。

私たち日本共産党は、脇屋市政時代の浜脇再開発について、浜脇の風情をなくし、大型温泉についても採算性に見通しもない計画として反対してきました。現に毎年約一億円もの赤字を垂れ流す結果となっており、まちづくりの典型的な失敗例です。これこそ行政改革の対象として本格的なメスを入れるべきであります。

今議会で四年間の任期が終わります。最後に繰り返し強調しておきますが、井上市政を含むこれまでの市政は、大型事業に湯水のように税金をつぎ込み、その後年度負担は、今日なお市財政の重い負担になっております。平成十五年度予算にあらわれている後遺症を列挙しますと、別府商業観光開発公社に要する経費七千九百万円、コンベンションビューローに要する経費二億五千万円、公共用地先行取得事業特別会計への繰出金約二億円、湯都ピア浜脇事業特別会計への繰出金約一億円などであります。これらの財源は、全額市の一般財源であります。こうしてつくられた財政難を理由に、行政改革と称して公共料金を次々と値上げし、また保育所や学校給食、ごみ収集、出張所、道路や下水の維持補修、街灯など、市民生活に密着した分野にしわ寄せをしよ

うとする市政、ここに歴代市政の最大の問題点があります。我が党は、この悪循環から抜け出し、市民生活最優先の市政を市民とともにつくるために全力を挙げる決意を表明し、反対討論を終わります。（拍手する者あり）

○議長（首藤 正君） 傍聴席は、静粛に願います。

傍聴者に、あらかじめ申し上げておきます。傍聴席では、拍手は禁止されておりますので、あらかじめ御承知ください。

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案及び請願について順次採決を行います。

上程中の全議案及び請願のうち、議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。（「動議」と呼ぶ者あり）

○十八番（永井 正君） この際、動議を提出します。

三月四日の本会議において観光経済委員会に付託されました議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、会議規則第四十四条第一項の規定により、本日午前十一時三十分までに審査を終わるよう期限をつけることを望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） ただいま、十八番永井正君から、観光経済委員会に付託中の議第二十七号については、会議規則第四十四条第一項の規定により、本日午前十一時三十分までに審査を終わるよう期限をつけたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、この際本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

よって、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、観光経済委員会に付託中の議第二十七号については、本日午前十一時三十分までに審査を終わるように期限をつけることは、可決されました。

休憩いたします。

午前十一時 十四分 休憩

午前十一時五十三分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

休憩中に開会されました観光経済委員会の審査結果について、委員長より御報告願います。

観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・岩男三男君登壇）

○観光経済委員会委員長（岩男三男君） 休憩中に開会されました観光経済委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る三月四日開会の委員会審査において、議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査の結果、温泉入湯権確認請求の訴訟が提起されていること等にかんがみ、今後の推移を慎重に見きわめる必要があるとの観点から、閉会中もさらに引き続き継続審査に付すべきであるとの委員会での審査経過について、本日の会議においてその旨を委員長の私から報告をさせていただいた次第であります。

しかし、先ほどの本会議での採決において、継続審査といたしたいとの申し出が否決され、委員会における審査が未了となり、さらに本日、午前十一時三十分までの審査期限を付して審査を終了すべきとの動議が可決されたことに伴い、その意向に従い直ちに委員会を開催し、審査を行った次第であります。

本件については、さきの本会議及び三月十二日開会の委員会審査においても、活発なる論戦が交わされてきたところでありますが、委員から、係争中の原告団から、裁判所に対して仮処分申請の届け出がなされているとの情報を得ているが、市としては今後どのように対応しようとしているのかとの質疑に、当局から、けさほどの新聞報道を拝見し、早速顧問弁護士等に問い合わせたところであるが、仮処分申請の詳細が明確でないことから、仮処分の内容が当市に送付がなされた時点において十分なる対応を協議いたしたいとの答弁がなされましたが、さらに委員から、地域住民の要望により事業を推進したにもかかわらず訴訟が起こされなければならなかった市の手法そのものに問題があるのであって、当局として裁判を起こされている方々の気持ちを真

撃に受けとめるべきであるとの指摘がなされた次第であります。

以上の経過を踏まえ、最終的に、議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決の結果、賛成者少数をもって否決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、休憩中に開会いたしました観光経済委員会の審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の適切なる判断をお願いいたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（四番・平野文活君登壇）

○四番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対をいたします。

この条例改正案には、次の三つの大きな問題点があります。

第一は、大型温泉建設と東温泉の廃止はセットであり、この選択は、住民の総意に基づくという市の説明は、事実と反するということでもあります。真実は、多くの利用者が、大型温泉建設と東温泉廃止はセットであるということを知らされておられませんでした。もし知らされた上で大型温泉建設か、住民用の共同温泉存続かの選択を迫られていたら、多くの住民は、ちゅうちょなく「大型温泉は要らない、住民用の共同温泉を残してほしい」という選択をしたことでしょう。初めから「大型温泉先にありき」という方針で臨んだ市当局は、意識的に住民に対して周知徹底しなかったのがあります。したがって、この選択は、住民の総意に基づいておりません。もし市が言うように本当に総意であったならば、五十人もの住民が原告団となり裁判を戦う事態にはならなかったでしょう。

二〇〇〇年の十二月議会に堀田地区の住民が、西温泉の修復・存続の請願書を提出しました。これには二千八百三十六名が署名をしておりますが、そのうち堀田地区住民は三百四十七名でした。当時の堀田地区の有権者数は七百三十六人で、一燈園百五十五人、向井病院八十二人を除けば四百九十九人。三百四十七名は有権者の約七割にもなります。今回の条例廃止反対の請願書にも、緊急な取り組みにもかかわらず、東温泉利用者が百数十名も署名をしております。地区住民の七割もが反対していることを、「住民の総意」などと言わないということは、子供でもわかることでもあります。

第二の問題点は、係争中にもかかわらず条例を廃止し、給湯をストップするという強権的な市当局の姿勢です。一昨年六月議会で、私が温泉入会権についての見解を質問したのに対して、当時の温泉課長は、「係争中なので答弁できない」と一刀両断に切り捨てました。サテライトの問題でも、「係争中なので推移を見守る」と繰り返し

てきました。にもかかわらず、今回は、係争中にもかかわらず条例を廃止しようというものであります。こういうのを「御都合主義」と言うのであります。県当局は、温泉入会権が裁判で認められた場合、単純に別府市との補償契約だけではいなくなる、裁判の決着がつくまで待つしかないと言っています。ところが、別府市当局は、係争中であっても条例を廃止し、給湯をとめるという強権的な姿勢であります。これに対して、昨日、住民側は仮処分の申請をしましたが、この申請が認められた場合でも、市当局はこの強権的な姿勢を続けるのでしょうか。だとすれば、井上市政は「御都合主義」プラス「横暴」との批判を免れないでしょう。

第三の問題点は、大型温泉偏重、共同温泉軽視の一貫した別府市当局の姿勢であります。先日のNHKの「ひるどき日本列島」で一週間にわたって別府市内の小さな共同温泉が報道されました。別府市ほど多くの共同温泉があり、市民が豊かな温泉文化を享受しているところはありません。共同温泉こそ市民の宝であります。だからこそNHKも、どこにでもあるような大型温泉ではなく、共同温泉にスポットを当てたのではないのでしょうか。以前の議会で私が、共同温泉がなくなったら住民はどこ温泉に入ればよいのかと質問したのに対し、当時の部長は、「お近くの市営温泉に入ってください」と冷たく言い放ちました。観光客用の大型温泉が、入浴料の点でも、また住民同士のコミュニケーションの点でも、毎日住民が利用する共同温泉のかわりにはならないということは、だれが考えても理解できることであります。だからこそ湯都ピア浜脇を建設した脇屋市政も、一階に浜脇温泉という共同温泉を併設したのではないのでしょうか。なぜ新しい堀田温泉に住民用の小型の浴槽を併設するというような妥協策を示すことができないのか、井上市長のかたくなな態度に怒りさえ覚えます。

市民の皆さん、地域住民が長年にわたって守り育ててきた共同温泉を廃止するような冷たい条例改正には同意されないように心から訴えまして、私の反対討論を終わります。（傍聴席、拍手する者あり）

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これより採決を行います。

上程中の議第二十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告は、原案否決であります。

なお、本件の採決は、原案についてお諮りいたします。

本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第一号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第五号）に対する各委員長

の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第九号平成十五年度別府市一般会計予算に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第十四号平成十五年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第十九号平成十五年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第二号平成十四年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）から、議第八号平成十四年度別府市水道事業会計補正予算（第三号）まで、及び議第十号平成十五年度別府市国民健康保険事業特別会計予算から、議第十三号平成十五年度別府市海岸整備事業特別会計予算まで、及び議第十五号平成十五年度別府市公共下水道事業特別会計予算から、議第十八号平成十五年度別府市温泉事業特別会計予算まで、及び議第二十号平成十五年度別府市介護保険事業特別会計予算から、議第二十六号別府市介護保険条例の一部改正についてまで、並びに議第二十八号別府市自転車競走実施条例の一部改正についてから、議第三十一号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上二十六件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上二十六件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上二十六件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第一号堀田西、東温泉の市条例の存続を求める請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

なお、本件の採決は、原案についてお諮りします。本件については、本請願のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決しました。

休憩いたします。

午後零時 八分 休憩

午後一時 零分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

次に、日程第二により、議第三十二号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・井上信幸君登壇）

○市長（井上信幸君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第三十二号は、人権擁護委員として用正真由美氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞよろしく願います。

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第三十二号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対して適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第三十二号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第三により、報告第一号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出について、及び報告第二号市長専決処分について、並びに報告第三号寄附受納についての以上三件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（安倍一郎君） 御報告いたします。

報告第一号は、別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてであります。事業としましては、土地造成事業用地の処分を計画しております。詳細は、お手元の予算書のとおりであります。

報告第二号は、市有地における普通自動車の損傷事故外三件の和解につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により報告するものであります。

報告第三号は、寄附受納の報告であります。社会福祉関係、土木関係、公園緑地関係、下水道関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以上三件につきまして、御報告いたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上三件は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第四により、議員提出議案第一号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、議員提出議案第三号別府市居宅介護サービス費の支給に関する条例の制定についてまで、以上三件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（一番・猿渡久子君登壇）

○一番（猿渡久子君） 議員提出議案第一号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

別府市職員の給与に関する条例の改定に準じて議員報酬を改めようとするものであります。

不況で市民生活が大変厳しい中、議員報酬を引き下げるべきという市民の方の声を

お聞きします。市職員の給与の引き下げについては、購買意欲が低下する、民間企業の給与にも影響するなどの問題があるものの、市民感情を考えるとやむを得ないと考え、私たち共産党議員団もやむなく賛成いたしました。その経過の上で、我々議員の報酬も引き下げるべきと考えます。日田市などでも、議員報酬の引き下げが決定しております。

なお、改正により議員三十一名分で期末手当を含め年間五百六十八万三百円の差額が生じますが、これは障害者の小規模作業所の補助金の増額など福祉の充実に充てるべきと考えます。

何とぞ、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第一号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（一番・猿渡久子君登壇）

○一番（猿渡久子君） 議員提出議案第二号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

別府市長の退職金を県下の他市並みに改めようとするものであります。

市長の退職金の支給率は、県下十一市のほとんどが百分の五十ですが、別府市のみの百分の七十と、県下で一番高くなっています。四年ごとに三千二百五十九万円も受け取っている市長退職金に、市民生活が厳しい中、市民の批判の声を聞きます。市の財政が厳しい中、市長みずから退職金についての行政改革を行う姿勢が求められると考えます。

なお、改正により、一年間で約二百三十三万円、一期四年間で九百三十二万円の差額が生じますが、障害者小規模作業所の補助金の増額など福祉の充実に充てるべきと考えます。

何とぞ、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第三号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（八番・野田紀子君登壇）

○八番（野田紀子君） 議員提出議案第三号別府市居宅介護サービス費の支給に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

介護保険一期計画では、三年間市の介護認定者が、六十五歳以上の約一三％でした。これが、県内平均では一六％になっております。介護認定された人で介護を受けていない人が約二五％いて、受けた介護もその料金で見ますと、利用限度額の四〇％になっております。介護保険利用料が、高齢者にとって大変重い負担になっているということが察せられることでございます。在宅サービスのうちのホームヘルプ利用料の負担は、介護保険制度以前からホームヘルプサービスを利用していた人は三％の利用料負担、制度が始まってホームヘルプサービスを受けた人は一〇％の負担という、介護を受ける人にとっては納得できにくい不公平感があります。それも二期計画が始まる今年度から、この三％負担も六％負担になりまして、倍になります。二期計画になってから在宅介護の介護報酬が引き上げられ、施設のそれは引き下げられております。試算しました一例では、週二回の訪問介護を受けている人で約一カ月五百円の増額に

なります。年金暮らしにはこの五百円の負担は大変重いものです。

利用料の減免は、今使える制度では福祉法人のサービス、境界該当者の軽減制度がありますけれども、福祉法人のサービスを利用した人は十四年度で九人、境界該当者に至っては一人もおりません。それは手続きの煩雑さ、受けるに当たっての条件の厳しさ、さらに制度そのもののわかりにくさ、またPR不足等ありまして、現実に利用料の減免はできないようになってきていると思わざるを得ません。全国の傾向では、在宅サービスの利用者はふえているものの、低所得者の利用は減っております。一律に一〇%の利用料の負担は、当然低所得者になればなるほど重い負担になります。介護保険制度での所得一、二段階というのは、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者、世帯全員住民税非課税の階層の方が、六十五歳以上の五〇・八%にもなっております経済状態の別府市の実態から見れば、利用料の減免が必要と考えられます。

提案いたしました条例の第三条については、所得第一、二段階の方、すべての在宅サービスを三%負担にし、七%を市が助成した場合の市の持ち出しの見込額は、十五年度予算ベースで約七千三百万円になります。同じく第四条については、約五十六万六千円になります。

全国の八百二十五の自治体というのは、自治体の大体二五%になるのですが、八百二十五の自治体で利用料の減免制度が実施されております。今年度こそお年寄りの暮らしに予算を向けられるように、議員の皆様のお賛同をよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第三号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、日程第五により、議員提出議案第四号障害者施策の充実を求める意見書から、議員提出議案第七号「環境教育・学習推進法〔仮称〕」の早期制定を求める意見書まで、以上四件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第四号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十六番・富田公人君登壇）

○十六番（富田公人君） 議員提出議案第四号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害者施策の充実を求める意見書

今年の四月から、脱施設化・地域福祉推進を目指す「新障害者プラン」と、措置から契約へ、障害者の自己決定に基づきサービスを選択する制度である障害者の支援費制度が始まります。どちらもノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加を推進するために策定、導入されるものです。

しかしながら、障害者の地域での自立生活そのものを脅かすような、支援事業に対する国庫補助金の打ち切りや、当事者不在での突然の方針転換の発表など、この間の国の手法に対して、障害当事者や自治体では、無用の混乱と不安を募らせています。

つきましては、障害者施策のより一層の充実を図り、支援費制度への円滑な移行を実現させるため、次の項目について、強く要望いたします。

記

一、市町村障害者計画の策定状況等、障害者施策の取り組み状況については、自治体により格差が大きいため、現状において「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」の二事業については、国庫補助金の一般財源化を行うことは、すなわち、これらの事業の打ち切りにつながります。しかしながら、上記二事業については、支援費制度の開始に伴いその役割はますます重要になるため、一般財源化の方針を見直し、国庫補助の拡充を図ること。

二、現在、通学や通勤に対しては、ガイドヘルプの利用が認められていませんが、これは、障害者の自立の妨げであると同時に、憲法で定められた基本的人権である教育を受ける権利や労働権の侵害であるため、速やかに、ガイドヘルプの利用制限を撤廃すること。

三、二〇〇三年一月二十七日の厚生労働省と障害者四団体との交渉で提案された五項目の国庫補助基準に関する考え方にに基づき「検討会」を早急に設置し、利用者、自治体の意見を反映すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十五年三月十九日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第四号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十一番・高橋美智子君登壇）

○十一番（高橋美智子君） 議員提出議案第五号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

医療費三割負担の凍結を求める意見書

第一五四通常国会で成立した改正健保法に基づいて、昨年十月から老人医療費が引き上げられ、四月から政管健保の本人負担が現行の二割から三割に引き上げられようとしています。しかし、政府が有効な経済政策を打ち出せないまま、不況は長引き、医療負担の他にも各種社会保険料率の引き上げや物価スライドの凍結解除、失業率の上昇やホームレスの増加など、国民の痛みはまさに頂点に達しようとしています。そのような経済・社会環境を考慮すると、多くのサラリーマン等は、医療費五割増しという新たな痛みに耐えられるような状況には無い、と判断せざるを得ません。

したがって、本議会は、国に対し、さきの通常国会で成立した改正健保法の四月からの医療費三割負担の導入を直ちに凍結するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十五年三月十九日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第五号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（九番・堀本博行君登壇）

○九番（堀本博行君） 議員提出議案第六号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「十八歳選挙権」の早期実現を求める意見書

現在の我が国の教育水準の高さ、IT革命やマスメディアの発達による膨大な情報の流通等、十八歳以上二十歳未満の者を取り巻く環境を勘案すれば、その大多数が、国や地方公共団体の政治のあり方を判断するに必要な知識や常識を備え得る状況にあり、選挙権を行使するにふさわしい判断能力を備えていると見てよい状況にあると思われる。

また、世界に例を見ないスピードで進んでいる少子高齢社会の到来にあって、将来

の負担を余儀なくされる若者に選挙権を付与し、政策決定の過程に広く若者の意見を反映させるべきであり、そうすることによって、若者の政治的責任の自覚を促していくことが必要である。

国際的にも、すでに百三十カ国以上の国において「十八歳選挙権」が採用されており、サミット（主要先進国首脳会議）参加国で実施していないのは日本だけである。我が国が「選挙権は二十歳以上」と定めたのは一九四五年であり、世界と同水準であったが、その後、世界各国において、十八歳への引き下げが相次いで行われた。しかしながら、我が国においては、そのまま放置されている。

今こそ、青年の政治参加の機会を拡大することによって、議会制民主主義の活性化を図るべきときにきている。

政府においては、民法や少年法との整合性も考慮しつつ、被選挙権年齢の引き下げも含めて、「十八歳選挙権」について早急に検討し、実現すべきである。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十五年三月十九日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

総務大臣

以上、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第六号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第七号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(二十四番・原 克実君登壇)

○二十四番(原 克実君) 議員提出議案第七号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「環境教育・学習推進法(仮称)」の早期制定を求める意見書

今日、持続可能な社会を構築することが、全人類共通の課題であるが、その解決のためには、現在の産業構造や社会経済システムのみならず、国民の暮らしそのものを環境保全型に根本的に見直す必要がある。そのためには、学校教育での取り組みは当然のこと、家庭、地域社会、経済活動など、あらゆる分野を視野に入れた、総合的な環境教育・学習を通じて、人類の生存基盤である地球環境と共生した人間の生き方や社会構造のあり方を学び、持続可能な社会の実現に向けて積極的に行動する人材を育てていくことが不可欠である。

これまで、我が国における環境教育・学習については、学校教育や社会教育の中で自主的に行われてきたが、必ずしも総合的かつ体系的な取り組みはなされていない。

特に学校における環境教育・学習は総合学習への活用のみで、カリキュラムとしての位置づけが不十分であり、学校による格差が大きい現状にある。

また、企業や地域社会においても研修や人材育成、実践など、先進的な取り組みを行っているところは少なく、その全国的な推進が不可欠である。

更に、昨年、国連総会において採択された「持続可能な開発のための教育の十年」に関する決議は、具体的に二〇〇五年より実施されることとなっており、我が国が提案国として、国際社会での取り組みにおいて十分にイニシアティブを発揮していくためにも、国内での環境教育・学習の推進のための体制整備が緊急の課題である。

したがって、国においては、環境教育・学習と実践についての総合的かつ体系的な取り組みを推進するための「環境教育・学習推進法(仮称)」の制定を早急に図るべきである。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十五年三月十九日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

環境大臣

文部科学大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第七号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で議事のすべては終了いたしました。ここで、三月三十一日をもって退職されます部課長さんに対し、市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思っております。

まず、このたび退職をされます部課長さんを御紹介いたします。

井上生活環境部長さん

由川建設部長さん

佐藤観光経済部参事さん

脇消防本部次長さん

屋田保険年金課参事さん

井元社会福祉課参事さん

安部建築住宅課長さん

永松建築指導課長さん

弥田生涯学習課長さん

神田配水課長さん

以上十名の皆様方であります。

今回退職されます皆様方におかれましては、職員の先頭に立ち、豊富な識見をもって本市行政の発展と市勢の進展に尽くされ、その功績は言葉に言い尽くせないものがあります。感謝を申し上げるほかございません。

皆様方は、この三月三十一日をもって長い役所生活に一応ピリオドを打たれるわけですが、今後とも本市発展のため御指導・御協力をいただきますよう、衷心よりお願いを申し上げる次第であります。

最後になりましたが、退職されます皆様方が、これからもなお一層御多幸・御健勝でありますよう、心からお祈り申し上げまして、意を尽くせませんが、感謝の言葉といたします。（拍手）

ここで、今回退職されます部課長さんを代表して、井上生活環境部長さんにごあいさつをお願いいたします。

○生活環境部長（井上泰行君） 退職部課長十名を代表いたしまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

市内の桜が満開となる三月末に退職する私どもに、ただいま、首藤議長様から心温まるお言葉をいただき、まことにありがとうございました。

私たちは、昭和三十年代後半、東京オリンピックを契機として、日本が戦後、世界の日本へと飛躍を遂げる端緒となる時期に別府市役所に採用され、以来四十年前後にわたって職員として勤務してまいりましたが、その間、井上市長さんを初め議員の皆様、またよき先輩、同僚、そして後輩の皆様の温かい御指導・御支援に支えられ、今日を迎えることができ、微力ではありましたが、別府市勢の発展に貢献できたことは、私たちの大きな喜びであります。

私事ではありますが、四十二年間の市役所生活の中で昭和六十年八月、別府市の財政危機が叫ばれているとき、行財政健全化計画策定に参画し、行政改革路線の基礎を築き、いささかでも別府市の発展の礎になれたことが、一番の思い出となっております。

別府市は、井上市長を初め市議会の皆様の御尽力によってAPUの開学、コンベンション観光の推進のためのピーコンプラザの設置、さらに、六月にスポーツ観光の拠点施設として別府アリーナの完成などによって、国際観光温泉文化都市、文化学術都市としてさらに飛躍する基盤がかたまっております。この美しい自然環境に恵まれ、多くの可能性を秘めた別府市が、地方自治の希望の星と輝くことを念じ、今後、私たちは一人の市民として、これまで行政で培った貴重な経験を生かし、微力ながらそれぞれの地域で別府市の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

終わりになりましたが、議員の皆様方の今後の御健勝・御多幸・御活躍をお祈り申し上げますとともに、四月の統一地方選挙には御健闘を心からお祈り申し上げまして、お礼のごあいせつとさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） ありがとうございました。

次に、今任期最終の定例会終了に際し、市長にごあいさつをお願いいたします。

○市長（井上信幸君） 甚だ僭越でございますが、この場をお借りいたしまして一言のお礼とごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび、富田、井田両議員におかれましては、御勇退をなさるわけでございますけれども、本当に長い間、御苦労さまでございました。また、この間にはいろんな思い出が錯綜することでありましょうけれども、御勇退後もどうぞひとつ、長年培われました豊富な知識と経験をより御活用いただきまして、今後とも市勢発展のために、また市民のために御尽力を賜りますことを切にお願い申し上げる次第であります。

また、勇退後は御健康に留意されまして、御家族ともどもにさらなる御活躍を祈念申し上げる次第でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

さて、思い返しますと八年前、「融和、調和、連帯」を掲げ、市民皆様の温かい御支援を賜り初当選し、四年前は、「対話、決断、実行」をお約束し、二期目を誠心誠意務めさせていただきました。この八年間、アジアを中心にまいた「別府の種」が、やっと芽吹き、そして確実に成長しております。もしお許しをいただくなれば、次期を私の政治家活動の集大成とすべく、アジアを初め世界じゅうに「別府の花」を咲かせたいと思う次第でございます。

最後になりますが、引き続き御出馬されます皆様方におかれましては、よき結果が得られますよう、御健闘をお祈り申し上げ、またこの場をお借りいたしまして、報道関係の皆様方、市とのパイプ役となっただきました自治委員の皆様方、そして経済関係諸団体の皆様方、外郭団体の皆様方、最後に、市部課長を初めとする職員の皆様方の御支援と御協力に対しまして、心からのお礼を申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。

四年間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） ありがとうございました。

次に、今任期を最後に勇退または転身されます方々を御紹介いたします。

伊藤敏幸議員さん

江藤勝彦議員さん

河野数則議員さん

富田公人議員さん

井田逸朗議員さん

佐藤博章議員さん

以上六名の方々であります。

まことに恐れ入りますが、ただいま御紹介いたしました議員さんは、中央のフロアまでお越しいただきたいと思います。

(六名、中央フロアに並ぶ)

○議長(首藤 正君) ここで、勇退または転身される議員さんより、ごあいさつをお願いいたしたいと思います。

それでは、伊藤敏幸議員さんより順次ごあいさつをお願いいたします。

○三十番(伊藤敏幸君) 昭和二十二年に別府で生まれて育ち、五十五年になりますけれども、この人生の約半分をこの市議会の議場の中で皆さんと一緒に過ごさせていただきました。不肖私、大変感慨深いものがございます。さまざまなことがございましたけれども、皆さんと大きな目的であります市勢発展のために少しでも努力ができたかなという思いはいたしますけれども、これからは自分自身、十六年ぶりの、公明党にとりましても悲願の議席奪還の戦いに向けて全力投球で頑張っておるところでございます。これまで長い間、議員の皆様方と交わりをさせていただいたこの年月が、私自身にとりましても唯一の財産になることだろうと思っておりますし、皆様方にとりましても、四月の大きな戦いにともどもに栄冠を勝ち得ますように、心から御祈念を申し上げる次第でございます。

それから、執行部の井上市長さんを初め皆様方には、長い間いろんな意味で御指導・御鞭撻をいただきました。心から感謝を申し上げます。この二十八年で自分自身で築き上げたよき友、よき人脈をこれからの人生の大きな土台にして、これからも市勢、そして県勢の発展のためにも尽力ができたならありがたいなと思っております。

笑顔で皆さん方とごあいさつをさせていただいて、皆様方の今後の御活躍もあわせて御期待申し上げて、あいさつにさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。(拍手)

○議長(首藤 正君) 次に、江藤勝彦議員さんにあいさつを願います。

○二十五番(江藤勝彦君) 五期二十年にわたりまして、先輩議員、また同僚議員の皆さんには、大変お世話さまになりました。また、執行部の皆さんにも、また、きょう、定年退職されていきますOBの皆さんにも、いろいろとお世話になりましたことを、心からお礼を申し上げたいと思います。

この四月の選挙には、畑は違いますが、再度市民の審判を受ける覚悟でございまして、皆さんとともに力強い歩みをしていきたいと思っております。どうかひとつ最後まで御支援・御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、一言のあいさつにかえさせていただきます。大変お世話になりました。(拍手)

○議長(首藤 正君) 次に、河野数則議員さんにごあいさつを願います。

○二十二番(河野数則君) 五期二十年、私が最初にチャレンジしたのは、昭和五十八年でありました。一期目の二年目にこの新しい市役所に移転をしてまいりました。脇屋さん、中村さん、そしてまた現在の井上市長さん、三代の市長さんと行政、

そしてまたこの議場で相まみえさせていただきました。

今回、私は、県議選に立候補させていただいております。今、思い起こせばこの二十年間の中、いろんな出来事が走馬灯のように頭に浮かんでまいります。会派は変われども、いろんな生き方は変われども、私の一期目に一番お世話になった村田議員さん、朝倉議員さん、私の政治の最初の師であります村田議員さんと朝倉議員さんに、今回、この議場で二十年間、私がここまで来れたこと、心から感謝を申し上げたいと思っております。この二十年間の中で培ってきたものを別府市の発展、そしてまた県勢の発展のために微力でありますけれども、一生懸命頑張りたいと思います。

最後になりますが、井上市長さんを初め議員の方々、今後の再選と御健闘、そしてまた市職員の皆さん方の御健勝を心から御祈念申し上げて、簡単であります、この二十年間のお礼にさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） 次に、富田議員さんにごあいさつを願います。

○十六番（富田公人君） 今限りで引退をいたします三期十二年間務めさせていただきました富田公人でございます。

今、日本で最高の位置づけであります憲法の序文と第一条で、「主権は国民にある」ということが明記されております。地方の主権者である住民を中心とする地方分権が施行されまして、すでに四年が経過しようとしております。まさに今、地方の政治の变革を、勇気とそして創造の知恵をもって敢然と立ち向かわれる地方の政治体制が求められているのではないかと、この十二年間を通じて痛感をいたしております。

こういう問題を遂行するとき、いつも障害になるのは、権限の縮小を嫌う中央政権と官僚のいたずらな抵抗が前面に出てきますけれども、その抵抗にくじけることなく、別府市の主体性を大いに発揮して市民の期待に応えていくことが、地方分権を進める地方政治たるものだと、このように考えておる一人でございます。

最後に、市民の方々を初めといたしまして、庁舎に働きます職員の方々、そして今回、退職される方々を初めとして多くの職員の方々、さらには重要な議席を担っております、しかも市民の規範とならなければならない議員の各位に対しまして、今後のますますの御健勝と御発展を心からお祈りいたしまして、十二年間のお別れのごあいさつとさせていただきます。

十二年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） 次に、井田逸朗議員さんにごあいさつを願います。

○十五番（井田逸朗君） 平成三年、初めて当選させていただいて以来十二年間、思い返しますと、この議場ではいろいろなことがありました。今は、その一つ一つが懐かしい思い出になろうとしております。活発に議論が交わされ、時として激しくぶつ

かり合うこともありましたけれども、立場を異にすることを別とすれば、みんな別府市の発展のために力を尽くしてきたのだと、このように思っております。

他都市に議会の視察に出かけることがありますけれども、別府市議会ほど自由で活発で白熱した議論がなされる議会を、私は知りません。私は別府市議会が最高だと、このように信じております。そこの市会議員であったことを心から誇りに感じる次第であります。私の人生におきまして、貴重な一ページとなることであらうでしょう。自分を高める道場であったとも言えることができると思います。

退職いたしました後は、一市民として別府市勢発展のためにささやかな協力をしていくつもりでありますけれども、終わりになりましたが、四月の選挙を迎えるに当たりまして、井上市長さんを初め議員の皆様方の御健闘を心からお祈りし、日夜別府発展のために力を尽くしておられる執行部の皆様、職員の皆様に心からの敬意を表しつつ、今後さらなる御尽力を念願いたしまして、簡単でございますが、お別れのごあいさつといたします。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） 次に、佐藤博章議員さんにごあいさつを願います。

○十四番（佐藤博章君） 皆様方の協力をいただきまして、十二年間議員活動をさせてもらいましたけれども、非常に満足のある議員活動ができたこと、私自身はそのように自分自身では認識しています。これは、ひとえに皆さん方のいろんな協力のたまものと、そのように感じております。

最後になりましたけれども、皆さん方の御健勝をお祈り申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） 今任期をもちまして御勇退または転身されます議員さんにおかれましては、それぞれの立場で市民サイドに立ち、市民福祉の向上はもとより、市勢の発展のため長年にわたり御尽力をいただきましたことに対し、市議会を代表いたしまして、心より敬意を表する次第であります。私個人といたしましても、ここにいらっしゃいます皆様方とともに、この議場で熱い議論を交わしてきた年月に思いをめぐらせると、心にこみ上げるものがございます。それぞれの立場は違いますが、市民から負託を受けました者として、別府市発展にささげる情熱を同じくする同志としてさまざまな議論を交わし合いましたことを懐かしく思い出しております。市議会に寄せる皆様方の意思を継承し、私たちもなお一層の努力をしてまいりたいと思っております。

終わりになりましたが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念いたしますとともに、今後とも別府市発展のため御指導・御協力を賜りますようお願いを申し上げ、市議会を代表してのお礼の言葉とさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。（拍手）どうぞお席へお戻りください。

(六人、議員席に戻る)

○議長(首藤 正君) 今任期最終の議会も二月二十八日開会以来二十日間、議員各位におかれましては、長時間にわたる御熱心な御審議を賜り、また議事進行に協力を得ましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。

また、執行部の皆さんを初め市役所職員の皆さん、関係団体の皆様並びに報道関係者の皆様方には、議会運営の協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

お諮りいたします。

以上で平成十五年第一回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(首藤 正君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十五年第一回市議会定例会を閉会いたします。(拍手)

午後一時五十六分 閉会